「和歌山県薬物の濫用防止に関する条例」の概要

~ 危険ドラッグなど薬物濫用の根絶を目指して ~

危険ドラッグの状況

- ○植物片に大麻などの成分に似た物質などが添加され、多幸感等を得ることを目的として、お香などと 称して販売されている。
- ○濫用により、**健康被害が発生**するとともに、**交通事故などによる第三者への被害も発生**し、深刻な社会問題となっている。

当時の薬事法による規制

- ○精神作用等を及ぼす成分を「**指定薬物**」として指定し、規制 (成分等を**指定するまで相当の期間が必要**)
- ○お香などと称し、**人体への使用を目的としていないように偽装して販売**された場合、**医薬品として** 規制することが困難

条例による規制

知事監視製品制度【本県独自の規制】指定状況:114製品(延べ206製品) H26.9.19現在

- ○精神作用等を及ぼすおそれがあり、本来の用途に反して使用される恐れのある製品を指定
- 〇販売、購入等の手続きを義務化し、販売者・購入者等の両者に対し**製品本来** の用途・使用方法を徹底
- ○県内店舗での購入に限らず、インターネットや県外店舗での購入者も対象

〇販売業者の義務

- 1 販売業の届出
- 2 購入者への使用方法の説明書交付・説明
- 3 購入者から誓約書の受取
- 4 仕入記録作成
- 5 関係書類保存

 \triangle

違反者:警告→命令・公表→罰則(間接罰)

○購入者の義務

- 1 販売業者への誓約書提出 (販売業者以外の場合、知事に提出)
- 2 誓約書・説明書の内容遵守

 \triangle

違反者:警告→過料 ※警告実施数:4件

知事指定薬物制度 指定状況: O物質(延べ26物質) H26.9.19現在

- ○薬事法で指定前の精神作用を有し健康被害を起こす成分を**県独自で指定**
- ○製造・販売等及び正当な理由なく所持・使用する等を禁止

〇禁止行為

- 1 製造・栽培の禁止
- 2 販売授与・販売授与目的所持の禁止
- 3 販売授与目的広告の禁止

Ţ

違反者:警告→命令・公表→罰則(間接罰) ※1及び2のみ 直罰もあり 4 みだりに所持・使用等の禁止 ※H26.4改正

亇

違反者: 罰則(直罰)